



目次

規 則	ページ
◎高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則	2
◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則	2
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	2
高知県教育長訓令	
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	3
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	3
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	3

規 則

高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第32号

高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成11年高知県規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第3号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1号を加える。

(4) 高知県高等学校等教育改革促進基金に関すること。

第22条中「次世代型教育推進部、教職研修部」を「専門研修部、基本研修部」に改める。

第23条第2項中「次世代型教育推進部」を「専門研修部」に改め、同項第1号中「遠隔教育に関する調査研究及び支援」を「教職員の教職経験及び職能に応じた研修（管理職研修及び中堅教諭等資質向上研修その他専門的又は応用的な能力育成を目的とする研修に限る。）及びマネジメント研修」に改め、同項第2号中「情報教育に関する」を「人権教育、学級経営、教科教育等の」に改め、同項第3号中「情報教育に関する」を「指導力向上に関する専門的又は技術的事項の」に改め、同項第4号中「職能に応じた研修（管理職等研修に限る。）及びマネジメント研修」を「指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供（第1号及び第2号に掲げる研修に資するものに限る。）」に改め、同項第5号中「マネジメント力」を「マネジメント力向上」に改め、同条第3項中「教職研修部」を「基本研修部」に改め、同項第1号中「管理職等研修」を「専門研修部の主管に属するもの」に改め、同項第2号中「人権教育、学級経営、教科教育等の研修」を「指導力向上に関する資料の収集、整理及び提供（専門研修部の主管に属するものを除く。）」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同条第4項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を削り、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 遠隔教育に関する調査研究及び支援に関すること。

(2) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

(3) 教職員の情報教育に関する調査研究及び指導に関すること。

第37条の表中

チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------	-------------------------

を「

チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
魅力化戦略推進監	県立高等学校の魅力化に関する事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。

に改める。

第38条第2項中「企画監」を「企画監、魅力化戦略推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第4号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立高知東工業高等学校の項中「電子機械科 機械生産システム科」を「電気機械科」に改め、同表高知県立須崎総合高等学校の項中「電気情報系学科 システム工学系学科」を「電気建設系学科」に改め、同表高知県立幡多農業高等学校の項中「園芸システム科 アグリサイエンス科 グリーン環境科 生活コーディネート科」を「アグリクリエイト科 ライフクリエイト科」に改め、同表高知県立宿毛工業高等学校の項中「電気科 情報技術科」を「電気情報科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知東工業高等学校の全日制の課程の電子機械科及び機械生産システム科（以下この項において「高知東工業高校電子機械科及び機械生産システム科」という。）、高知県立須崎総合高等学校の全日制の課程の電気情報系学科及びシステム工学系学科（以下この項において「須崎総合高校電気情報系学科及

びシステム工学系学科」という。) 、高知県立幡多農業高等学校の全日制の課程の農業に関する学科(以下この項において「幡多農業高校園芸システム科、アグリサイエンス科、グリーン環境科及び生活コーディネート科」という。)並びに高知県立宿毛工業高等学校の全日制の課程の電気科及び情報技術科(以下この項において「宿毛工業高校電気科及び情報技術科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、令和11年3月31日に高知東工業高校電子機械科及び機械生産システム科、須崎総合高校電気情報系学科及びシステム工学系学科、幡多農業高校園芸システム科、アグリサイエンス科、グリーン環境科及び生活コーディネート科並びに宿毛工業高校電気科及び情報技術科に在学する者が高知東工業高校電子機械科及び機械生産システム科、須崎総合高校電気情報系学科及びシステム工学系学科、幡多農業高校園芸システム科、アグリサイエンス科、グリーン環境科及び生活コーディネート科並びに宿毛工業高校電気科及び情報技術科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

高知県教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第5号

高知県教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第6号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則(平成20年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「教育長が認める」を「県教育委員会が認める」に、「中断する」を「中止する」に改め、同項後段を削り、

同条第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「前項」に、「中断し、又は再開する」を「中止する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条の次に次の1条を加える。

(改善研修の中止後の措置)

第5条の2 前条第5項の規定により改善研修を中止した場合であつて、当該改善研修の中止の原因となつた事由がなくなつたと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、県教育委員会は、当該中止した改善研修の対象であつた教職員について、指導を要する教職員の認定を行うことができる。この場合において、県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、書面により当該教職員の所属する県立学校の校長又は当該教職員が所属する市町村立学校等を設置する市町村の教育委員会(以下「所属機関」という。)及び当該認定に係る教職員に通知しなければならない。

2 前項の規定により指導を要する教職員の認定を行うに当たつては、同項の改善研修の中止の原因となつた事由が精神疾患その他の疾病又はそのおそれがあることに起因するものであつたときは、教育長が指定する医師の意見を聴かなければならない。

3 県教育委員会は、第1項の規定により指導を要する教職員の認定を行ったときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該指導を要する教職員に対し、改めて改善研修を行うものとする。

4 前項の規定による改善研修の実施については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは「所属機関」と、同条第3項中「期間は」とあるのは「期間(第5項の規定により中止された改善研修の期間のうち当該中止されるまでの間研修が実施された期間を含む。以下この項において同じ。)」は」と、同条第6項中「申請者」とあるのは「所属機関」とする。

5 前各項に定めるもののほか、第3項の規定による改善研修の実施に関して必要な事項は、教育長が定める。

第6条第1項中「改善研修の終了時において」を「改善研修を終了するとき又は第5条第5項の規定により改善研修を中止するときは」に、「以下同じ」を「以下「改善の程度の認定」という」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の認定(以下「改善の程度の認定」という。))」を「改善の程度の認定」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 改善の程度の認定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

(1) 改善研修を終了する場合

ア 課題が校務に支障がない状態まで改善したと認められる程度であること。

イ 課題の改善がなく、又はわずかであり、第5条第3項ただし書の規定に基づき期間を延長して改善研修を行ったと

してもアの程度までの改善が見込めない程度であること。
(2) 第5条第5項の規定により改善研修を中止する場合
ア 中止後、改めて研修を行えば、課題が校務に支障がない程度まで改善すると見込まれる程度であること。

イ 課題の改善がなく、又はわずかであり、改めて改善研修を行ったとしてもアの程度までの改善が見込めない程度であること。

第6条第4項ただし書を削り、同項第1号中「前項第1号」を「前項第1号ア又は第2号ア」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号イ又は第2号イ」に、「指導」を「改善研修の打ち切り及び指導」に改め、同項第3号を削り、同条第5項中「申請者」を「申請者又は所属機関」に改め、同条第6項を削る。

第7条第1項中「前条第4項第3号」を「前条第4項第2号」に改める。

第8条第2項中「申請者」を「申請者又は所属機関」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第7号

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成19年高知県教育委員会規則第22号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局

県立学校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程(平成4年3月高知県教育委員会訓令第

2号)の一部を次のように改正する。

別表12の項中「在宅勤務」を「在宅勤務及びフレックスタイム制」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

事 務 局
各 事 務 所
各 教 育 機 関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

教育機関等の長に対する事務委任規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「及び在宅勤務」を「、在宅勤務及びフレックスタイム制」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
**高知県教育長訓令第2号**

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

**教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令**

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「高齢者部分休業」を「修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業」に改める。

第8条第2号中「第14条第3項ただし書」を「第14条第2項ただし書」に、「監査報告書を添えない」を「監査を受けない」に改める。

第9条第1号中「高齢者部分休業」を「自己啓発等休業」に、「、部分休業に関すること(部分休業)」を「並びに修学部分休業、高齢者部分休業及び部分休業に関すること(これらの休業)」

に改める。

第10条第1号及び第11条第1号中「高齢者部分休業」を「修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業」に改める。

別表3の(4)の項中「及び在宅勤務」を「、在宅勤務及びフレックスタイム制」に改め、同表中6の(1)の項を削り、6の(2)の項を6の(1)の項とし、6の(3)の項を6の(2)の項とし、6の(4)の項を6の(3)の項とし、同表6の(5)の項中「(4)」を「(3)」に改め、同項を同表6の(4)の項とし、同表中6の(6)の項を6の(5)の項とし、同表6の(7)の項中「(6)」を「(5)」に改め、同項を同表6の(6)の項とし、同表中6の(8)の項を6の(7)の項とし、同表6の(9)の項中「(8)」を「(7)」に改め、同項を同表6の(8)の項とし、同表中6の(10)の項を6の(9)の項とする。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県教育長訓令第3号

教育委員会事務局
各 県 立 学 校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県教育長 今城 純子

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程(平成4年3月高知県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「在宅勤務」を「在宅勤務及びフレックスタイム制」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。